

## 熱中症にご注意!

### 熱中症を引き起こす条件は?

次のような条件が重なると熱中症を引き起こしやすくなります。熱中症は予防できる病気です。体調に気をつけ、予防に努めましょう。

環境	からだ	行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温が高い</li> <li>・湿度が高い</li> <li>・風が弱い</li> <li>・日差しが強い</li> <li>・閉め切った室内</li> <li>・エアコンがない</li> <li>・急に暑くなった日(熱波の襲来など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、乳幼児、肥満</li> <li>・障がいのある人</li> <li>・持病(糖尿病、心臓病など)</li> <li>・低栄養状態</li> <li>・脱水症状(下痢など)</li> <li>・体調不良(二日酔い、寝不足など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激しい運動</li> <li>・慣れない運動</li> <li>・長時間の屋外作業</li> <li>・水分補給がしにくい</li> </ul>

### 予防のポイント

- ①衣服や冷却グッズをうまく利用して暑さを避ける
- ②室内ではエアコンや扇風機を利用して室温を調整する
- ③気温の高い日の外出は、時間帯に注意する ※10~14時は要注意
- ④こまめに水分補給をする

☎健康づくり推進課 ☎911-1817・☎925-0230

## 松山市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を発送します

松山市プレミアム付商品券(笑顔広がるまつやま商品券)の購入対象になる可能性がある人に、7月22日(月)に申請書を発送します。

**内容** 申請書提出後、対象要件に該当するか審査し、対象者には購入引換券を簡易書留で送付します。(対象外の人には不交付決定通知書を送付。)

**対象** ①平成31年1月1日時点で本市に住民登録があり、平成31(令和元)年度の市民税非課税者(市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などを除く) ②3歳未満児子育て世帯主(平成28年4月2日~令和元年9月30日までに生まれた子の属する世帯の世帯主)

※②の対象者は、申請不要。9月中旬に購入引換券が直接簡易書留で届きます

**料金** 商品券5,000円分を4,000円で、限度数まで購入できます

①市民税非課税者=1人につき5セットまで ②3歳未満児子育て世帯主=対象児1人につき5セットまで

**申し込み** 7月23日(火)~令和2年1月20日(月)(必着)。郵送(申請書送付時に、切手不要の返信用封筒を同封。)

※窓口提出を希望される場合は福祉届出コーナー(市役所本館1階)、各支所・出張所(市民サービスセンター<いよてつ高島屋・松山三越・フジグラン松山>は除く)で受け付けます



☎市プレミアム付商品券事務局 ☎909-3855・☎909-8633

## 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

均等割額	+	所得割額
4万6,374円		所得金額 × 所得割率 8.78%
= 一人あたりの保険料		
最高限度額62万円		

※所得金額=前年の所得の合計額-基礎控除額(33万円)  
※均等割額と所得割率は県内一律

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください(下図参照)。納付書で支払う場合の第1期納期限は7月31日(水)です。支所、金融機関、コンビニでお支払ください。

**納付書での支払期限 第1期は7月31日(水)**

オレンジ色の封筒で、新しい保険証を送りますので、8月1日(木)からは、青色の保険証をご使用ください。

**8月からの保険証は青色**

「後期高齢者医療」の被保険者証(以下、保険証)の切り替えと、保険料の算定期間となりました。7月中旬に、新しい保険証と保険料の納入通知書を郵送します。大切なお知らせですので、7月末までに届かない場合は、ご連絡ください。

# 後期高齢者医療

新しい保険証

と 納入通知書の

7月中旬に送ります

## 保険料の軽減

### 【均等割額】

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合
33万円以下の世帯 [平成30年度における8.5割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なしの世帯 [平成30年度における9割軽減の区分]	8.5割
【33万円+28万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	8割
【33万円+28万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	5割
【33万円+51万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2割

※65歳以上の公的年金などの所得は最大15万円を差し引いて判定します  
※世帯主が後期高齢者でない場合も判定の対象となります  
※判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用されません

### 【被用者保険の被扶養者だった人】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、国民健康保険(国民健康保険組合を含む)加入者だった人には適用されません。

☎高齢福祉課 ☎948-6370・6371・☎934-1763

## 保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。

天引き対象となる年金額が年額18万円未満

はい

いいえ

介護保険料との合計額が、天引き対象となる年金額の2分の1を超える

はい

いいえ

### 普通徴収

納付書(支払場所は支所、金融機関、コンビニ)または口座振替で納めます。

#### 令和元年度の納期限

第1期	7/31(水)	第6期	12/25(水)
第2期	9/2(月)	第7期	令和2年1/31(金)
第3期	9/30(月)	第8期	3/2(月)
第4期	10/31(木)	第9期	3/31(火)
第5期	12/2(月)		

申請により、口座振替に変更できます。

### 特別徴収

年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収	本徴収
4月・6月・8月	10月・12月・翌2月
前年の所得が確定するまでは、仮計算された保険料(原則2月と同額)を年金天引きします。	前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて天引きします。

## 社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費(国・県・市町の負担金)で約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)で約4割、残りの約1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。